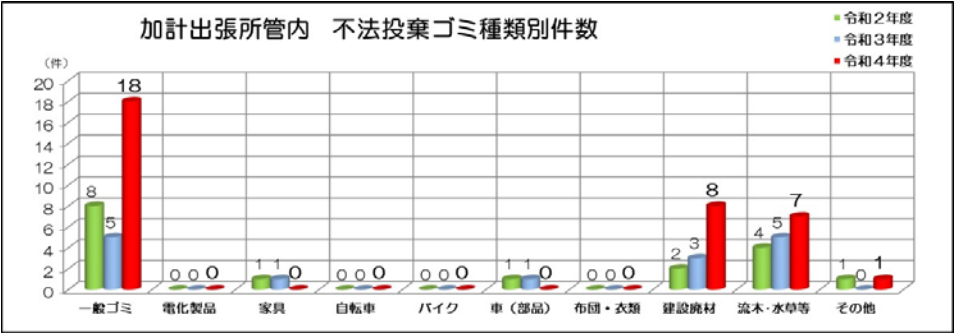


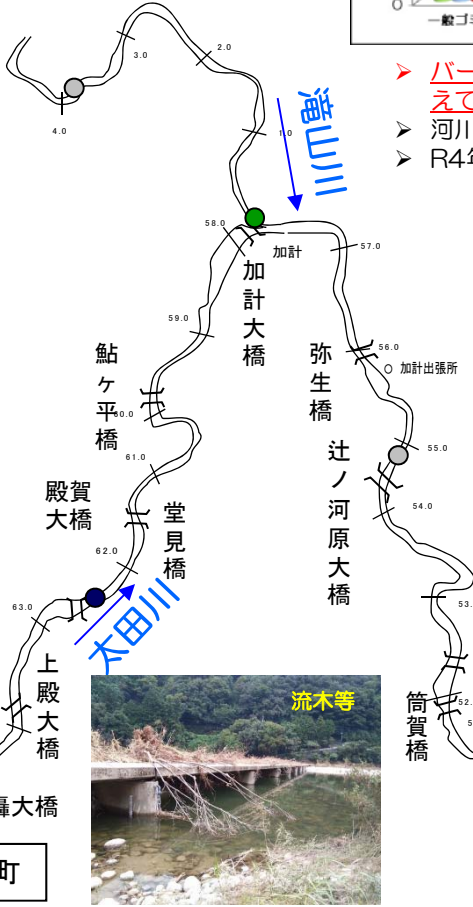
加計出張所管内 太田川・滝山川 ゴミマップ 【令和4年度実績】

不法投棄は犯罪です！
 ～太田川はゴミ捨て場ではありません～

※不法投棄は法令により、罰金又は懲役が科せられます！

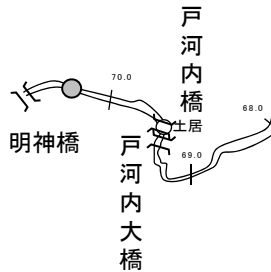
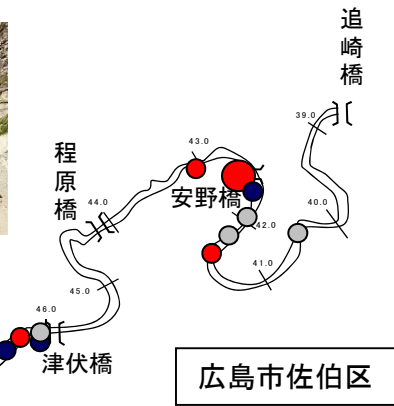


- ▶ バーベキュー等での河川敷利用も増えており、使用した道具やゴミの投棄が増えています。また、家庭からの一般ゴミや粗大ゴミの投棄もみられます。
- ▶ 河川を利用する一人一人がモラルを持ち、美しい自然環境を守りましょう。
- ▶ R4年度の出水により流木の漂着が増えています。



凡例

- 一般ゴミ
- 電化製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車(部品)
- 布団・衣類
- 建設廃材(燃料)
- 流木・水草等
- その他



※このゴミマップは、令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)に河川パトロール等で、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。
 ※ゴミ投棄写真は実際のもを掲載していますが、マップに貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

★不法投棄を発見されましたら、最寄りの警察 または、国土交通省 太田川河川事務所 加計出張所 まで、ご連絡下さい。
 TEL (0826) 22-1521